

保険業法第300条 (保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 保険契約者又は被保険者に対して、**虚偽のことを告げ**、又は保険契約の契約条項のうち**重要な事項を告げない行為**
2. 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき**虚偽のことを告げることを勧める行為**
3. 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して**重要な事実を告げるのを妨げ**、又は**告げないことを勧める行為**
4. 保険契約者又は被保険者に対して、**不利益となるべき事実を告げずに**、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
5. 保険契約者又は被保険者に対して、**保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し**、又は**提供する行為**
6. 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と**比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ**、又は**表示する行為**
7. 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他**将来における金額が不確実な事項**として内閣府令で定めるものについて、**断定的判断を示し**、又は**確実であると誤解させるおそれのあることを告げ**、若しくは**表示する行為**
8. 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第100条の3（第272条の13第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する特定関係者及び第194条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第301条の2において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が**特別の利益の供与を約し**、又は**提供していることを知りながら**、当該保険契約の申込みをさせる行為
9. 前各号に定めるもののほか、**保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為**

※上記は保険業法300条の全文ですが…**赤のマーカ**ーはDr.KEN(角倉健一朗)によるものです。